平成２７年（フ）第４４７号
川崎市中原区中丸子550番地
債務者　田邉　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
川崎市中原区宮内４丁目18番10―306号
債務者　森合　順子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
川崎市幸区小倉４丁目26番３―302号　市営住宅
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８７号
川崎市宮前区土橋６丁目４番地１　宮前平スカイハイツ　204、前住所川崎市宮前区小台１丁目８番地10　ベルメゾン　103
債務者　安達　創平
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
熊本市南区田迎６丁目２番８号　杉橋アパートＥ
債務者　福島　彦吉
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
熊本県玉名市築地873番地１品川ハウス６号
債務者　村上　　勝
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第３３号
熊本県玉名市築地873番地１品川ハウス６号
債務者　村上　豊子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第３４号
熊本県玉名市築地873番地１品川ハウス６号
債務者　村上　武夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第８３号
山口県光市大字塩田1382番地４
債務者　村上　栄子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市白岳町1016番地　ファーストインプライムハウスⅠ　201、前住所長崎県佐世保市白岳町1009番地
債務者　原田　陽子（旧姓志田）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
釧路市大楽毛南２丁目２番88号―７
債務者　在原　優子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１９２号
釧路市愛国東２丁目19番11号
債務者　吉永さきの（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４６２号
静岡県焼津市石津1089番地の１
債務者　増田　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１８号
静岡市葵区駒形通５丁目10番５号　鈴木ビル203号、旧住所静岡市清水区真砂町６番５―1701号
債務者　市川　新吾
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市田の浦町22番地10　フロンティアネクストⅥ　213、前住所福岡県福岡市早良区飯倉２丁目12番10―101号
債務者　三浦　英樹
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
栃木県足利市五十部町145番地５　ラ・ヴィエール502
債務者　新井　雅子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部